



もがトンのFP通信

～経営者向け～

2010年12月号

この号のポイント:

- 1 「介護」の実態。
- 2 「介護」と費用
- 3 費用準備の方法

はじめに

皆様、こんにちは。ファイナンシャルプランナーの最上です。あつという間に師走も半ばを過ぎ、慌ただしい年の瀬が近づいてまいりました。お元気にお過ごしのことと存じます。

12月は毎年、政府の税制改正大綱が発表され、来年度以降の税務政策の大きな流れが示される時期となっております。今年も、法人の実効税率や相続税の基礎控除額の変更などが新聞紙上報道されております。これらも当「もがトン通信」で解説させていただくべき重要なテーマですが、現時点ではもう少しお時間をいただこうと思っております。まだ、詳細が不明で、今後変わって来る可能性も残されておりますので…。春先までお待ち下さい。

今回は『介護』…。意外と身近なテーマです。

『介護状態』の方は増えているようです…。

高齢者人口の増加と共に、「介護の必要な方々」は増えているようです。厚生労働省「介護保険事業状況報告(暫定)2009年4月」によりますと、公的介護保険がスタートした2000年と比べると、「要介護等(要支援1～要介護5)」の方々は約2倍になっています。

(2000年4月 218万人 ⇒ 2009年4月 468万人)

これは、65歳以上の6.2人に1人、75歳以上の3.4人に1人にあたります。

勿論、「寝たきり状態」の「要介護5」の方々から、「日常生活で入浴や掃除などの一部の動作に何らかの介助が必要」という比較的軽い状態の「要支援1」まで含まれておりますが…。

厚生労働省「介護保険事業状況報告(暫定)平成19年8月分」によりますと、大阪府の65歳以上の方の約10.3%にあたる168,701の方が比較的重いとされている「要介護2」以上の認定を受けています。(約10人に1人です。)

あらためて、このような統計を見ますと、意外に身近な数字であることに驚かされているのが正直な気持ちです。皆様はいかがでしょう。

要介護2以上の方は
65歳以上の方々に
約10人に1人…。

公的介護保険…。

独立行政法人福祉医療機構
(WAM)

介護早わかりガイド

http://www.wam.jp/kaigo_guide/

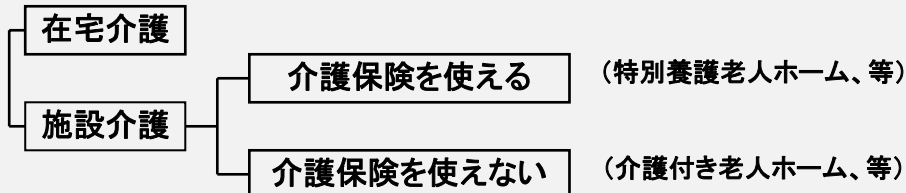
2000年からスタートしました公的介護保険の内容を簡単にお温習いしましょう。
65歳以上で、市町村から「要介護認定」を受けた方を対象とします。※40～64歳までの方は「初老期の認知症」や「末期がん」「関節リュウマチ」など特定の疾病による“介護状態”の方のみを対象とします。

認定を受けると、公的介護保険を使った「介護サービス」を自己負担1割で利用することができます。「在宅サービス」「施設サービス」があります。

また、要介護・要支援の等級によって、月額を支給限度が決められています。

※紙面が限られております。詳しくは、左のホームページをご参照下さい。

『介護』には、大きく分けて2種類あります。



「在宅介護」と「施設介護」です。また、「施設介護」の中で、公的介護保険を使える施設とそうでない施設があります。

本稿は、「FP通信」ですので、お金(費用)の面から違いを考えてみましょう。

在宅介護…家族の負担軽減がポイントです。

ご自宅で家族が中心となって介護を行う方法です。施設介護に比べて、費用は少なく済みますが、家族の負担が大きくなります。

公的介護保険の「訪問介護サービス」や「デイサービス」などの併用で、ご家族の負担を軽減して、介護が長くなっても“中折れ”しない工夫が肝腎です。

※実際、介護期間も長くなってきていると言われてます。平均で4.6年。全介護家庭の内、介護期間4～10年が30.8%、10年以上が13.3%を占めます。

(生命保険文化センター調べ「平成19年度生活保障に関する調査」)

実際の月々の費用負担はどうでしょう。財団法人家計経済研究所の調べでは、

「要介護2」で、月額 48,731円(年間約60万円)

「要介護5」で、月額 78,508円(年間約100万円) ※平成15年調べ

(※公的介護保険の自己負担分(1割)や医療費、寝具衣料関係費などを含む)

毎年、大学生ひとりの学費程度の費用負担になりますね。

在宅介護費用
約60万～100万円
(年間)

施設介護…公的介護保険との関係…

“公的介護保険の「施設サービス」を受けることのできる施設”（特別養護老人ホーム・介護療養型医療施設・ケアハウス(軽度老人ホーム)など）と、

“そうでない「すべて自費」の施設”（介護付き有料老人ホーム）に分かれます。

実際の月々の費用負担はどうでしょう。

⇒「特養老人ホームなど」 月額 8～13万円(年間約100～160万円)

「ケアハウス・グループホームなど」月額 10～20万円(年間約120～240万円)

※公的介護保険1割負担、食費、居住費などの合計。

⇒一方、公的介護保険を使わない「介護付き有料老人ホーム」、こちらは様々です。

入居一時金が30万円から数千万円と幅広く、また、毎月の食費など利用料も13万円から50万円と、サービスや施設の質によって様々です。

(年間約160万円～約600万円+入居金)

※問題は、比較的安く利用できる「特別養護老人ホーム」など公的介護保険施設がほぼ満員で、なかなか入れない…ということです。

「特養」は比較的
安いけど
空いてない…
…のが問題…

介護費用の準備…

やはり高額になってきますね。

FPの立場からこれらの“費用準備”を考えた場合、「生命保険の介護年金」が中心の手法となると考えます。最大のポイントは「介護が長引いても、資金が底をつく心配がない」よう設計する点にあります。現在のような超低金利の「貯金」では、余程大きな金額でない限り「底をつく」というリスクは避けられません。

近年、「終身給付の介護年金保険」が発売されたり、給付の基準が公的介護保険の等級と連動したり、と「介護年金保険」もかなり改良され、使いやすくなってきました。退職金の一部などで「一時払い」という方法をうまく使うなど、ライフプラン設計の手法もノウハウが蓄積されてきております。

【おわりに】 私も今年、51歳になりました。まだまだ若いつもりでしたが…。今回は「介護問題」を見直しましたが、意外に身近な問題だという点にあらためて気付かされました。『介護する立場』と『介護される立場』が共に『自分自身の事』である点に気付いたのです。皆様にもお気づきに機会にしていただければ幸いです。今後も引き続き機会をみて注目していきたいテーマであると思っています。

【ご注意】本メールマガジンの記事に紹介・引用しております金融商品等に関しましては、あくまで一般的な内容をご紹介したものです。個々のケースにより効果は変わってきます。限られた紙面での記事でございますので全ての場合を説明できない点があることをご了解下さい。

実際に活用なさる場合は、専門家に内容を詳しくご確認の上でお願い申し上げます。

本記事内容を誤解なさって被られた被害の責任は、当方では負いかねます。何か具体的に本記事内容をご活用になられる場合には、必ず当方までご確認くださいますようお願い申し上げます。

有限会社 最晃堂

～企業のリスクファイナンス

事業承継・相続対策～

電話番号：072-298-3725

FAX 番号：072-298-3726

携帯電話：090-8539-5376

電子メール：mogami@saikoudo.co.jp

ホームページ：<http://www.saikoudo.co.jp>